

広島県告示第七百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市鏡山北三一七の三（次の図に示す部分に限る。）、三一七の四から三一七の六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）